

福岡県森林環境税が継続されます

森林は、私たちに多くの恵みをもたらす「県民共有の財産」です。福岡県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20年4月に森林環境税が導入され、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりに取り組んできました。その一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成30年度以降も「福岡県森林環境税」が継続され、水を蓄え、土砂災害を防ぐなどの森林の公益的機能を長期的に発揮させる施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施します。

○ 森林環境税の仕組み

(これまでと変更はありません)

	税額
個人	年間500円 個人県民税均等割の納税者
法人	年間1000～40000円 (資本金などの額に応じる) 法人県民税均等割の納税者

○ 森林環境税の使いみち

森林に適切な間伐を施すなど、公益的機能を長期的に発揮できる森林づくりを目指します。



植樹や間伐など、^{もり}森林づくり活動を拡大し、森林を守り育てる気運の向上を図ります。



具体的な取り組みは、平成29年7月九州北部豪雨災害の要因や防災対策を検証した上で、検討が進められます。

お問い合わせ先

宇美町役場 農林振興課

TEL : 092-934-2223 (直通) FAX : 092-933-7512